

調剤基本料の一元化に係る意見書

保険薬局の調剤基本料の一元化については、行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」において協議され、平成23年7月22日に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」には盛り込まれてはいないが、分科会の第二次報告書（平成23年7月21日）に今後も検討が必要な旨が示されている。

これは、一部の特定の薬局に例外的に低く設定されている調剤基本料を、他の大多数の薬局にまで拡大適用し、結果として基本料を引き下げるもので、薬局の維持継続に多大な影響を与え、ひいては地域医療の後退と崩壊に繋がる恐れがある。

持続可能な社会保障制度の構築のため、医療の効率化等は必要と考えるが、単に医療費の削減を目的とするのではなく、地域の実情に応じて医療制度の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国におかれては、地域医療を支える薬局の経営基盤を揺るがし、存続を危うくするとともに、国民の健康維持に与える調剤基本料の一元化に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣